

# Web 口振受付サービス・ライト 事務処理要領 (収納機関様用)

2024年4月版

(2024年4月1日提供開始)

【元受銀行】株式会社佐賀銀行

担当：業務集中支援部バックオフィスセンター

(提供元：地銀ネットワークサービス株式会社)

## 【目 次】

<b>第1章 はじめに</b>	2
1. はじめに	
2. ドキュメント一覧	
<b>第2章 サービス概要</b>	3
1. サービスの仕組み	
2. 契約関連	
3. Web口振受付サービス・ライトの利用条件	
4. 収納機関番号・委託者番号特定コードについて	
5. 委託者番号に関する留意事項	
<b>第3章 サービス仕様</b>	5
1. 本サービスの提供内容	
2. 提携銀行におけるサービス提供内容	
<b>第4章 申込み手順等</b>	7
1. 申込み手順	
2. 提携銀行における諾否の通知について	
<b>第5章 手数料に係る取扱い</b>	8
1. 利用料金	
2. お支払い方法	

(別紙1) 申込み手続きスケジュール(ライト)

(別紙2) 提携銀行追加等の手続きスケジュール(ライト)

### 【各種様式】

様式番号	様式名称	備考
様式01	元受銀行宛利用届出書	元受銀行宛の利用申込書。
様式02	連絡責任者等届出書	元受銀行に申請する収納機関の連絡先情報。
様式03	会社情報登録シート	簡易画面を設定するにあたり元受銀行に申請する様式。
様式A	Web口振受付サービス利用申込書	提携銀行宛の利用申込書。
様式B	商用登録情報申請書	提携銀行宛に必要な設定情報を記載する様式。

### (ご留意事項)

申込書等の各項目は、漏れなく、明瞭にご記入願います。記入漏れ等の不備がござりますと、ご希望の時期に開始もしくは変更ができない場合がございます。

# 第1章 はじめに

## 1. はじめに

本事務処理要領は、Web 口振受付サービス・ライト(以下「本サービス」)について、当行と本サービスの利用契約を締結してご利用いただくご利用先様(以下「収納機関」)との間の事務取扱いに必要な事項について定める。

なお、本事務処理要領の内容は、必要に応じて当行が改定する。

用語	説明
CNS	地銀ネットワークサービス株式会社。
Web 口振受付サービス	CNS が提供するサービスで、提携銀行との間で口座振替収納事務に関する契約を締結している収納機関の顧客が、パソコン又はスマートフォン等を介し、インターネット上で収納機関のウェブサイトに必要な情報を入力し、提携銀行の利用者認証のもと、口座振替を申し込み仕組み。
口振受付 GW	株式会社NTTデータ(以下「NTTデータ」)が有するシステムで、簡易画面、Web 口振受付サービスと連携し、インターネット上で口座振替受付を実現する「ネット口座振替受付GW(ゲートウェイ)」サービスの略称。
簡易画面	NTTデータが有するシステムで、顧客(利用者)が口座振替を申込む際に必要な情報等を入力できるウェブサイト。
管理画面	NTTデータが有するシステムで、収納機関が結果情報を確認するウェブサイト。
Web 口振受付サービス・ライト	Web 口振受付サービスに、口振受付 GW、簡易画面、管理画面をセットで提供する本サービスのこと。本サービスにおいて利用できる提携銀行は10行以内とする。
収納機関	提携銀行との間で口座振替収納事務に関する契約を締結しており、本サービスを利用する貴社を指す。
元受銀行	CNS と「Web 口振受付サービスにかかるネットワーク利用契約」および「Web 口振受付サービスにかかるネットワーク利用契約に係る Web 口振受付サービス・ライトに関する覚書」を締結し、収納機関と利用契約を締結して、本サービスを収納機関に提供する当行を指す。
提携銀行	CNS と「Web 口振受付サービスにかかる業務提携契約」を締結し、本サービスにより、貴社の顧客(利用者)から、口座振替申込みの受付を行う金融機関。

## 2. ドキュメント一覧

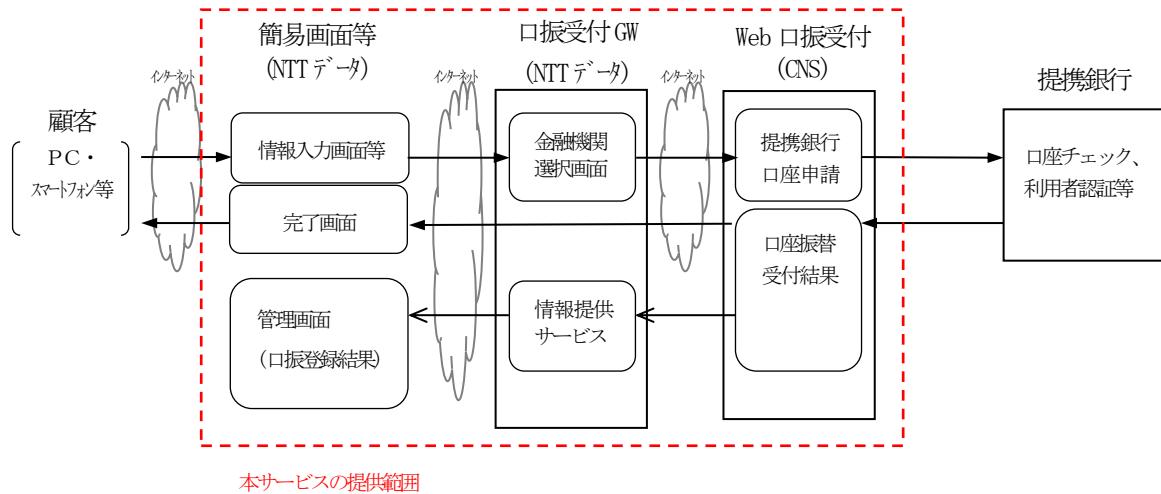
No.	ドキュメント名称	内容
1	「Web 口振受付サービス・ライト」事務処理要領	本サービス運営に係る事務処理について記述したもの(本資料)
2	利用者向け画面定義書	簡易画面の画面イメージを掲載したもの。
3	管理画面操作説明書	管理画面の操作や、取引結果の取得方法等を記載したもの。

## 第2章 サービス概要

### 1. サービスの仕組み

本サービスの全体像と、本サービスの提供範囲を図1に示す。

<図1 サービス概要図>

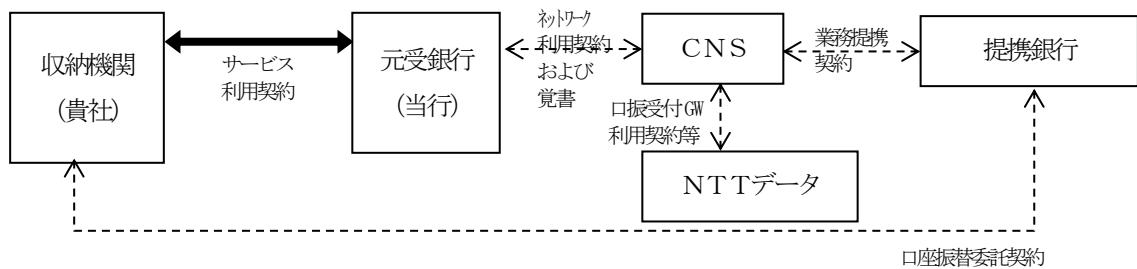


### 2. 契約関連

サービス運営にあたり、収納機関、当行、CNS、提携銀行、およびNTTデータの関係を図2に示す。（収納機関は、提携銀行と口座振替委託契約を締結していることを前提とする。）

契約に際しては、「1つの収納機関につき、元受銀行は1行」とする。

<図2 契約関係図>



### 3. Web口振受付サービス・ライトの利用条件

本サービスの利用条件は次のとおり。

#### <利用条件>

##### ① 収納機関

- ・当行の取引先を対象とする。
- ・ライトは、口座振替委託契約における1委託者番号単位の利用とする。

- ・集金代行会社、または即時口座振替の利用先は対象外とする。

#### ②提携銀行

- ・収納機関が本サービスでご利用可能な提携銀行は10行以内とする。

※当行を提携銀行のうちの1行として利用すること。

#### ③元受銀行

- ・当行が収納機関の対応窓口となって対応する。
- ・収納機関から申請された内容を、当行が元受管理画面から登録する。

#### ④システム制約

- ・収納機関が導入するにあたっての機能試験は実施しない。
- ・結果情報は、収納機関の管理画面から確認する。
- ・Web 口振受付サービスのオプションサービス「本人確認情報通知」「生年月日引継機能」は提供しない（利用を希望する場合は、通常のWeb 口振受付サービスを利用する）。
- ・通常の口振受付GW（NTTデータ）、10行GW（CNS）、地公体GW（CNS）、地銀GWとの併用は不可とする。

## 4. 収納機関番号・委託者番号特定コードについて

<収納機関番号を保持している先>

- ・貴社が日本マルチペイメントネットワーク推進協議会から収納機関番号を取得している場合、当該収納機関番号を利用する。委託者番号特定コードは当行から指定する（101以上を予定<sup>(注1, 2)</sup>）。

（注1）ペイジー口座振替受付サービスで利用する「001」と区別する。また101以上をすでに利用している場合は番号が重複しないようにする。

（注2）地方公共団体の利用にあたっては全国地方公共団体コードの上5桁を収納機関番号として使用し、委託者番号特定コードは「101」から「125」を採番する。

<収納機関番号を保持していない先>

- ・貴社が収納機関番号を取得していない場合、当行が収納機関番号、委託者番号特定コードを指定する。

## 5. 委託者番号に関する留意事項

- ・本サービスの利用申込における各種様式の「委託者番号」欄は、口座振替契約における口座振替請求データの委託者コードを記載する。
- ・収納機関の管理画面から取得する登録結果に含まれる本サービスの「委託者番号」は、口座振替契約における口座振替請求データの委託者番号に利用しないこと。

（理由）

- ・合併などの理由により、提携銀行で読み替え処理が行われ、本サービスの登録結果に含まれる「委託者番号」が、収納機関の口座振替請求データに設定する委託者番号と異なる場合がある。なお、異なった場合でも、口座振替請求データの委託者番号は、従来通りの番号を利用すること。

## 第3章 サービス仕様

### 1. 本サービスの提供内容

#### (1) 利用対象顧客

貴社の顧客で、貴社が口座振替契約を締結している提携銀行の個人普通口座保有者のうち、キャッシュカードを保有すること。法人口座・個人事業主は対象外とする。

なお、本サービスは、顧客名と異なる口座名義人名の口座を、口座振替の登録申請が可能となっている（例：学校の場合、顧客が学生で、口座名義人が保護者）。顧客と口座名義人が相違する場合は、その関係が適正であることを貴社の責任において確認すること。

#### (2) 対応チャネル

インターネットに接続された以下の端末を対象とする。

① パソコン

② スマートフォン

動作確認済みOS・ブラウザ一覧は、CNSホームページに記載する。

<CNSホームページ→ご利用先様専用ページ→Web口座振替受付サービス→動作確認済みOS・ブラウザ一覧>

URL: <https://www.chigin-cns.co.jp/browser-list/index.html>

※ブラウザにおいてCookie利用を必須とし、Javaスクリプトを有効にする必要がある。

#### (3) サービス提供時間

本サービスの稼働時間は、次の定期メンテナンス時間を除いて24時間365日とする。定期メンテナンスについての連絡等は行わない。なお、緊急メンテナンス等が発生した場合、当行から貴社に連絡する。

<定期システムメンテナンスのスケジュール>

実施月	実施日	実施時間
1月、4月、7月、10月	最終火曜日	1:00~6:00
毎月	毎月第3月曜日	1:00~6:00

※ 当行以外のお客さまにつきましては、取扱金融機関により利用可能時間が異なる場合があります。

#### (4) ヘルプデスク対応

顧客向けヘルプデスクは貴社が用意する。

#### (5) 簡易画面、管理画面

顧客向け簡易画面、および貴社向け管理画面を提供する。操作方法等は管理画面操作説明書（ドキュメントNo.3）に記載のとおり。

#### (6) 取引情報データの保管期間

収納機関取扱年月日から90日間保管する。

#### (7) セキュリティ

##### ①オンラインサービス

- ・利用者、提携金融機関、本サービスとのインターネット接続においては、ファイアウォールの設置

と SSL によるデータの暗号化を行う。ファイアウォールはアクセス情報のログを取得する。

- ・不正侵入検知システムにより、外部からの不正なアクセスを 24 時間体制（当該システムのメンテナンス時を除く）で常時監視する。
- ・アクセス情報のログは一定期間保存し、追跡調査を可能とする。
- ・本サービスと提携金融機関との間のオンライン引継ぎ情報は、各提携金融機関の仕様に応じてハッシュ付与、暗号化を行う。
- ・利用者が口座振替受付手続きを実施する際にアクセスする本サービスの利用者向け画面の URL に、収納機関毎に定めたランダム文字列の付与を行う。

#### ②情報提供サービス

- ・管理画面へのアクセス時は、クライアント認証、及びユーザ ID、パスワードによる認証を行う。ID、パスワードによる認証で連続失敗回数が規定回数に達した場合はアカウントをロックする。
- ・管理画面の操作ログを取得する。

#### ③機密性の保持

- ・本サービスの各種サーバ内でのデータは暗号化している。
- ・本サービス内で保有する各種ファイルのうち、個人情報に係る項目はマスクを施している。

## 2. 提携銀行の稼働時間

提携銀行のサービス稼働時間は、CNS ホームページに記載する。

※CNS ホームページ→サービス一覧→Web 口振受付サービス→提携銀行一覧→サービス受付時間一覧はこちら

URL: [https://www.chigin-cns.co.jp/services/web\\_service/list.html](https://www.chigin-cns.co.jp/services/web_service/list.html)

(地方銀行 (関西みらい銀行を除く)、第二地銀 (みなど銀行を除く)、信用組合 (一部の組合を除く)  
(2024. 4. 1 時点))

---

## 第4章 申込み手順等

---

### 1. 申込み手順

本サービスのご利用開始までに必要な作業およびその流れは次のとおり。

#### (1) 新規申込み

新規導入手続きは「(別紙1)申込み手続きスケジュール(ライト)」を参照すること。

※利用開始後は、収納機関側(職員等)で確認してから顧客へ展開いただくことを推奨する。

※利用申込書は押印後、電子データ(PDF)を電子メール等で当行へ送付する(電子帳簿保存法に従い、電子データで保存してください)。

#### (2) 提携銀行の追加等の手続き

提携銀行の追加等(提携銀行の追加・解約、委託者番号の変更、貴社の名称変更など)の手続きは「(別紙2)提携銀行追加等の手続きスケジュール(ライト)」を参照すること。

#### (3) 申込み内容変更時の取扱い

当行への届出内容に変更がある場合には、変更月の1か月前に所定の書式を提出する。

なお、社名変更・委託者番号変更・解約など、提携銀行へ影響ある内容は、様式A、様式B等を変更月の3か月前の5日までに当行へ届け出ること。

### 2. 提携銀行における諾否の通知について

提携銀行への利用申込に対する提携銀行からの諾否の回答については、提携銀行から拒否された場合のみ、当該提携銀行を利用開始する20日前までに当行から貴社へ通知する。

## 第5章 手数料に係る取扱い

### 1. 利用料金

当行は、利用対象月(1日～月末日)の翌月に、次の合計額に消費税相当分を合計した額を請求する。

項目	内容・計算方法
(1) 契約料	初回請求時のみ。利用開始月の翌月に請求する。 (令和6年度中の申込の場合、無料となります。)
(2) 登録料	単価×利用対象月(1日～月末日)に口座振替登録が正常に成立した件数

※利用料金は「さぎんWe b 口座振替受付サービス・ライトパンフレット」の通りです。

### 2. お支払い方法

#### (1) 支払方法

毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に振替にてお支払いいただきます。

引落内容を記載した請求書を送付いたします。

#### (2) 遅延利息

貴社の責に帰する事由により、支払いが遅れた場合、貴社は、遅延した日数に応じ、年3.0パーセントの割合で、当行に対して遅延利息の支払いを請求することができるものとする。

ただし、支払期日の翌日から起算して5日以内に支払いがあった場合は、この限りではない。

